

## 第1章 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の実施状況

### 1 事業の実施体制

現在（平成19年9月末）、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）は、県下、6箇所の事業実施拠点を設け、広域で実施している。本事業は、社会福祉法第81条により、沖縄県社会福祉協議会（県福祉サービス利用支援センター）が事業実施主体となっており、県内5箇所の市町村社協に基幹的社会福祉協議会として、福祉サービス利用援助事業の位置づけで、委託している。それぞれの人員、体制および主な業務内容は下記のとおりとなっている。

#### （1）配置職員（平成19年8月末現在）

事業実施拠点	配置職員
沖縄県社会福祉協議会 （名称：県福祉サービス利用支援センター）	・事業責任者（福祉サービス利用支援センター長） 1名 ・事業の企画及び運営に携わる職員（ソーシャルワーカー） 1名 ・専門員（ソーシャルワーカー） 1名 ・生活支援員 5名
那覇市社会福祉協議会 （名称：南部地域福祉権利擁護センター）	・専門員 3名（正職員1名、嘱託職員2名） ・事務補助員 1名（賃金職員） ・生活支援員 30名
沖縄市社会福祉協議会 （名称：中部地域福祉権利擁護センター）	・専門員 4名（正職員1名、嘱託職員3名） ・事務補助員 1名（賃金職員） ・生活支援員 67名
名護市社会福祉協議会 （名称：北部地域福祉権利擁護センター）	・専門員 2名（正職員1名、嘱託職員1名） ・事務補助員 1名（賃金職員） ・生活支援員 27名
宮古島市社会福祉協議会 （名称：宮古地域福祉権利擁護センター）	・専門員 1名（正職員） ・事務補助員 1名（賃金職員）※法人自己負担 ・生活支援員 7名
石垣市社会福祉協議会 （名称：八重山地域福祉権利擁護センター）	・専門員 1名（嘱託職員） ・生活支援員 10名

※沖縄県社会福祉協議会は、事業委託先である基幹的社協への支援・監督業務、契約締結審査会の開催、関係機関連絡会議の開催、本事業の普及啓発業務等を行う。また、南部離島地域については、基幹的社協への委託をせず、直接事業を実施している。

主な業務内容（日常生活自立支援事業実施要綱より引用し、一部修正）

○事業の企画及び運営に携わる職員（県社協に配置）

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の適切な運営を確保するために、各種相談業務、契約締結審査会及び関係機関連絡会議の開催、運営適正化委員会に係る連絡調整、専門員の指導及び支援の業務、研修、調査研究及び広報啓発の業務等を行う。

○専門員（県社協および基幹的社協に配置）

申請者の実態把握及び本事業の対象者であることの確認作業、支援計画の作成及び契約の締結に関する業務、生活支援員の指導及び監督の業務等を行う。

○生活支援員（基幹的社協に配置）

専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務、専門員が行う実態把握などについての補助的業務等を行う。

②担当市町村（圏域の設定）および圏域の人口

事業実施拠点	担当市町村(圏域の設定)	圏域の人口 (平成 19 年 3 月末)
沖縄県社会福祉協議会 (名称：県福祉サービス 利用支援センター)	県内全域の委託先市町村社協の指導監督 および南部離島地域（久米島町、粟国村、 渡嘉敷村、渡名喜村、南大東村、北大東村)	1,371,679 人 (沖縄県全域) 14,359 人 (南部離島圏域)
那覇市社会福祉協議会 (名称：南部地域福祉権 利擁護センター)	那覇市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与 那原町、南風原町	538,134 人 (南部圏域)
沖縄市社会福祉協議会 (名称：中部地域福祉権 利擁護センター)	沖縄市、宜野湾市、浦添市、うるま市、西 原町、北中城村、中城村、北谷町、嘉手納 町	584,225 人 (中部圏域)
名護市社会福祉協議会 (名称：北部地域福祉権 利擁護センター)	名護市、恩納村、金武町、宜野座村、本部 町、今帰仁村、大宜味村、東村、国頭村、 伊是名村、伊平屋村、伊江村	128,433 人 (北部圏域)
宮古島市社会福祉協議会 (名称：宮古地域福祉権 利擁護センター)	宮古島市、多良間村	54,404 人 (宮古圏域)
石垣市社会福祉協議会 (名称：八重山地域福祉 権利擁護センター)	石垣市、竹富町、与那国町	52,124 人 (八重山圏域)

※参考資料（圏域ごとの高齢化率、療育手帳交付者数、精神障害者保健福祉手帳交付者数）

事業実施拠点	高齢化率 (平成 18 年 10 月)	療育手帳交付者数 (平成 18 年 3 月末)	精神障害者保健福祉 手帳交付者数 (平成 18 年 3 月末)
沖縄県社会福祉協議会 (名称：県福祉サービス 利用支援センター)	16.0% (沖縄県全域)	10,223 人 (沖縄県全域)	8,738 人 (沖縄県全域)
	24.8% (南部離島圏域)	141 人 (南部離島圏域)	74 人 (南部離島圏域)
那覇市社会福祉協議会 (名称：南部地域福祉権 利擁護センター)	15.9% (南部圏域)	4,492 人 (南部圏域)	3,336 人 (南部圏域)
沖縄市社会福祉協議会 (名称：中部地域福祉権 利擁護センター)	14.3% (中部圏域)	4,061 人 (中部圏域)	4,106 人 (中部圏域)
名護市社会福祉協議会 (名称：北部地域福祉権 利擁護センター)	19.9% (北部圏域)	854 人 (北部圏域)	794 人 (北部圏域)
宮古島市社会福祉協議会 (名称：宮古地域福祉権 利擁護センター)	21.7% (宮古圏域)	346 人 (宮古圏域)	272 人 (宮古圏域)
石垣市社会福祉協議会 (名称：八重山地域福祉 権利擁護センター)	16.7% (八重山圏域)	339 人 (八重山圏域)	156 人 (八重山圏域)

※高齢化率については平成 18 年沖縄県老人福祉関係基礎資料を参照した。

※療育手帳交付者数、精神障害者福祉保健手帳交付者数は、各福祉保健所および中央保健所の平成 17 年活動概要を参照した。

※圏域については、沖縄県障害者基本計画で設定された圏域とは異なる圏域設定をしている。

### ③地域福祉権利擁護推進員の設置

沖縄県社会福祉協議会では、県内各市町村社会福祉協議会において、住民の権利侵害防止、早期発見のための総合的な相談、福祉サービス利用援助事業への橋渡しや協力等を行う、「地域福祉権利擁護推進員」の設置を平成 18 年 2 月より進めている。

平成 19 年 8 月末現在、41 市町村中、39 市町村、人員として 48 名の地域福祉権利擁護推進員を市町村社協へ設置し活動を行っている。

### ④地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の運営監視体制

社会福祉法第 83 条により、本事業の適正な運営を確保するために、本事業の運営監視を行う「運営適正化委員会」が、沖縄県社会福祉協議会内に設置されている。運営適正化委員会から、本事業における利用者の金銭管理や書類預かりサービスなど事業全般に係る実施内容について、

監視を受けている。なお、同法 84 条により、運営適正化委員会は、事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、必要な助言又は勧告をすることができ、事業実施主体（沖縄県社会福祉協議会および基幹的社会福祉協議会）は、その勧告について同条第 2 項により尊重義務が課せられている。

また、運営適正化委員会は、本事業の利用者からの事業利用に関する苦情の申立ても受付することになっている。

#### 用語解説

基幹的社会福祉協議会・・・・・・・・

基幹的社会福祉協議会は、都道府県社会福祉協議会から事業の委託を受けた市町村社会福祉協議会等をさす。事業の委託先としては、日常生活自立支援事業実施要領 2－(4) により、社会福祉協議会の他に、社会福祉法人、民法第 34 条に規定する公益法人、特定非営利活動法人、本事業の対象者の当事者団体、家族会等で法人格を有するものに、本事業の一部を委託できるものとなっている。

現在、沖縄県社会福祉協議会では、県内 5 箇所の市町村社会福祉協議会に、事業の一部を委託している。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）・・・・・・・・

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）は、国庫補助要綱上の補助事業名称である。平成 19 年度に地域福祉権利擁護事業から日常生活自立支援事業へ名称変更された。地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）は、都道府県・指定都市社会福祉協議会が事業の実施主体となり、①福祉サービス利用援助事業が、区域内においてあまねく実施されるために必要な事業②事業に従事する者の資質の向上のための事業③事業に関する普及及び啓発事業を実施することとなっている。

実際に、市町村社会福祉協議会が定款に記載し、実施する事業名称は、福祉サービス利用援助事業となる。

※沖縄県社会福祉協議会では、事業名称変更による混乱を避けるなどの理由のため、当面、地域福祉権利擁護事業と日常生活自立支援事業とを併用表記することとしている。本報告書中においても、同様の表記を用いる。

契約締結審査会・・・・・・・・

契約締結審査会は、事業実施主体（沖縄県社会福祉協議会）に設置することとなっている。役割として、①福祉サービス利用援助事業の契約の締結又は見直しの際に利用希望者の判断能力に疑義がある場合、その契約締結能力について、専門的な見地から審査し確認する②実施主体から審査又は助言を求められた場合、専門的見地から審査等を行い、意見を述べるものとなっている。

現在、沖縄県社会福祉協議会では、6 名の委員を委嘱しており、学識経験者（1 名）、弁護士（1 名）、医師（2 名）、社会福祉士（1 名）、心理判定員（1 名）の構成で審査を行っている。

#### 地域福祉権利擁護推進員・・・・・・・・

沖縄県社会福祉協議会では、住民が地域の身近なところで総合的な相談が受けられ、サービスの適切な利用に結びつけることができる体制を整備し、住民の権利侵害に関してその防止や早期発見、早期対応のための権利擁護活動及び総合的な地域福祉活動を展開できる人材を育成するとともに、地域住民個々の権利意識の高揚とその福祉の向上を図ることを目的として、県内各市町村社会福祉協議会において、地域福祉権利擁護推進員を設置している。地域福祉権利擁護推進員の業務として①住民ニーズの把握②福祉サービス利用援助事業や成年後見制度などの社会資源の活用・利用のために支援③住民への継続支援のしくみづくり④その他権利擁護活動のための取り組みの推進が求められている。

沖縄県内で、平成 19 年 8 月末現在、41 市町村中、39 市町村、人員として 48 名の地域福祉権利擁護推進員を市町村社協へ設置・委嘱し活動を行っている。

#### 運営適正化委員会

社会福祉法第 83 条の規定により、都道府県社会福祉協議会に設置されている。運営適正化委員会は、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保すること及び福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するために、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される。福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保については、社会福祉法第 84 条において、「福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該福祉サービス利用援助事業を行う者に対して必要な助言又は勧告をすることができる」とされており、同条 2 項により、「福祉サービス利用援助事業を行う者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない」とされている。

福祉サービスに関する利用者等からの苦情の解決については、社会福祉法第 85 条により、「福祉サービスに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする」とされており、同条第 2 項により、「前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情解決のあっせんを行うことができる」とされている。

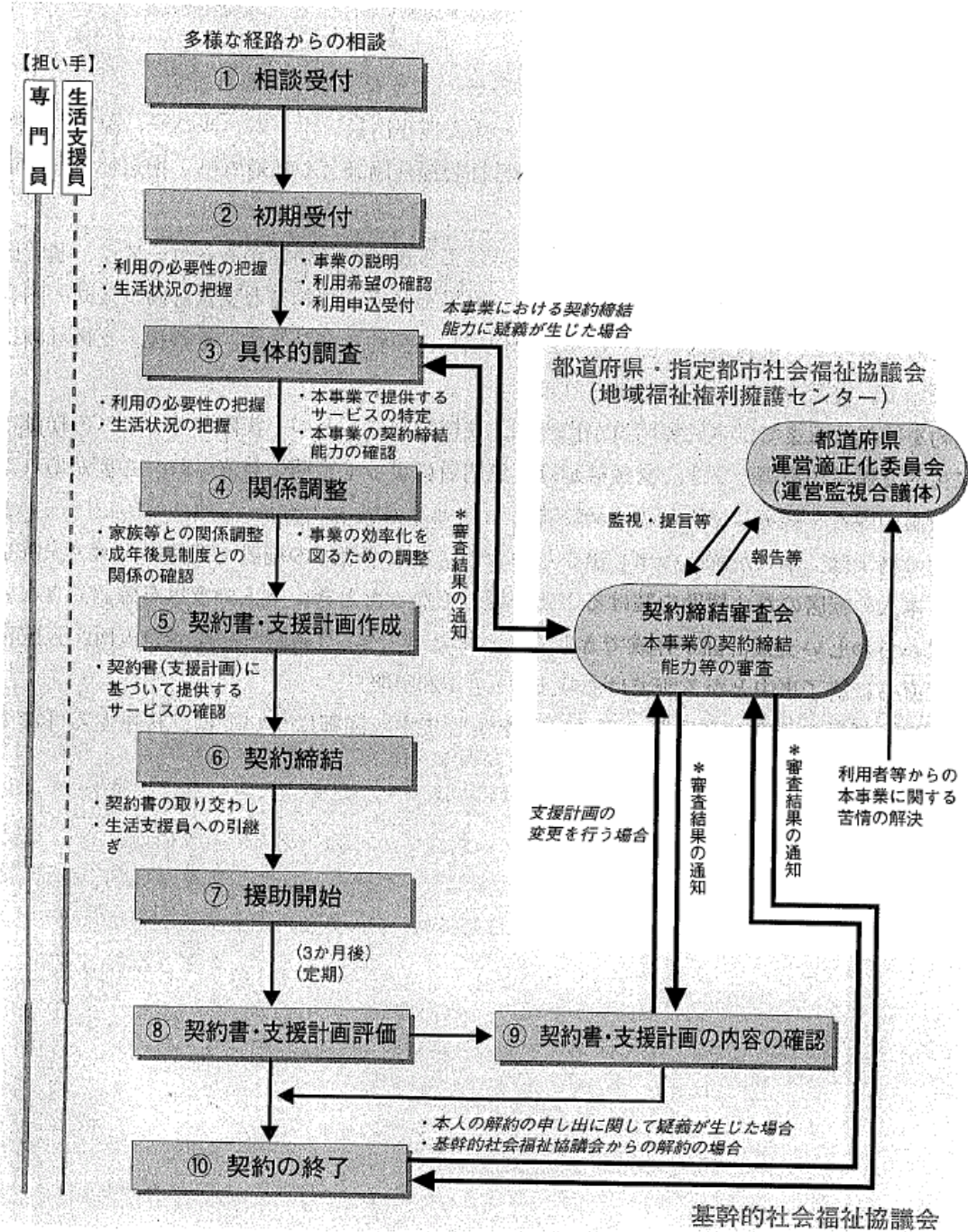
運営適正化委員会については、福祉サービス利用者の権利擁護の仕組みとして、その役割はますます重要となってきた。

沖縄県社会福祉協議会においては、12 名の委員が委嘱されており、詳しい活動については、下記の URL において参照できる。

沖縄県運営適正化委員会ホームページ <http://www.okishakyo.or.jp/html/kuzyou/>

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の援助の流れ

図表 2-5 地域福祉権利擁護事業の援助の流れ



注：【担い手】の ——— は主に担当する段階を、——— は主に担当に協力して行う段階を、----- は状況によって関与する段階を示しています。

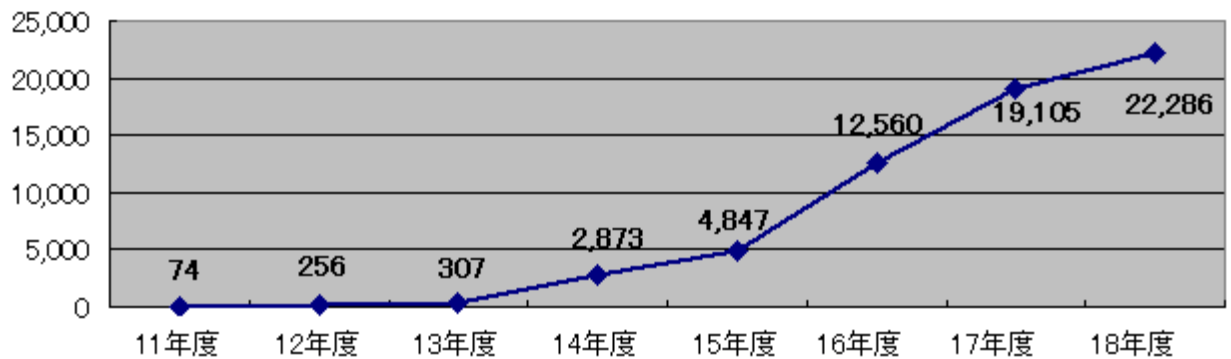
出典：2004年 地域福祉権利擁護事業推進マニュアルP20 より引用（発行 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部 2004年3月31日）

## 2 事業の実施状況

### ①年度ごと相談件数

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
年度ごと相談件数	74	256	307	2,873	4,847	12,560	19,105	22,286

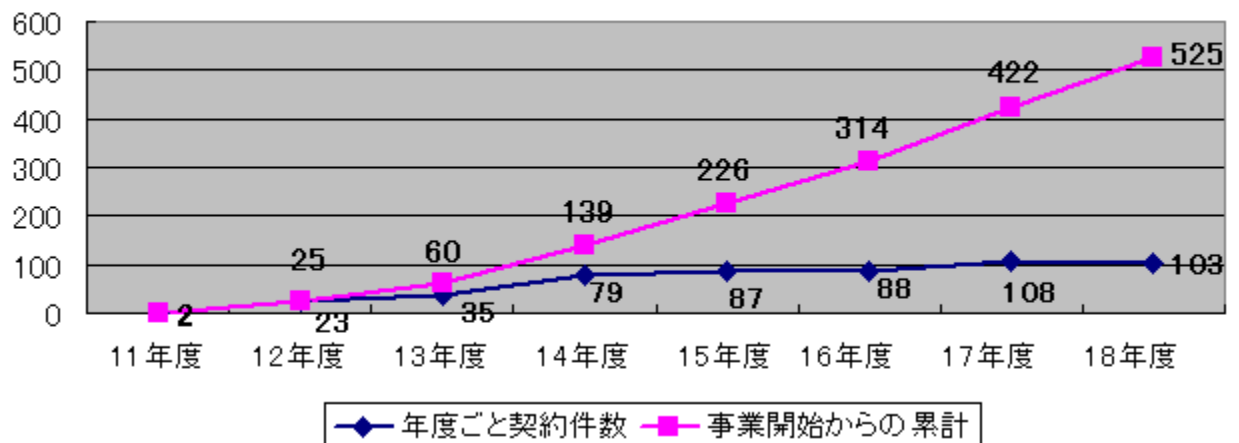
沖縄県年次相談件数推移



### ②年度ごとの契約件数及び事業開始からの累計契約件数

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
年度ごと契約件数	2	23	35	79	87	88	108	103
事業開始からの累計契約件数	2	25	60	139	226	314	422	525

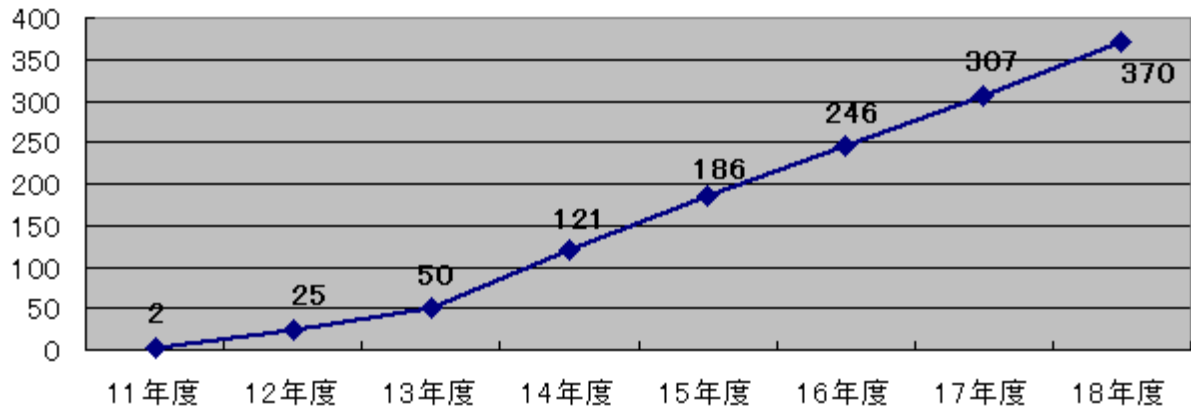
沖縄県契約件数推移



③年度末ごとの実利用者数

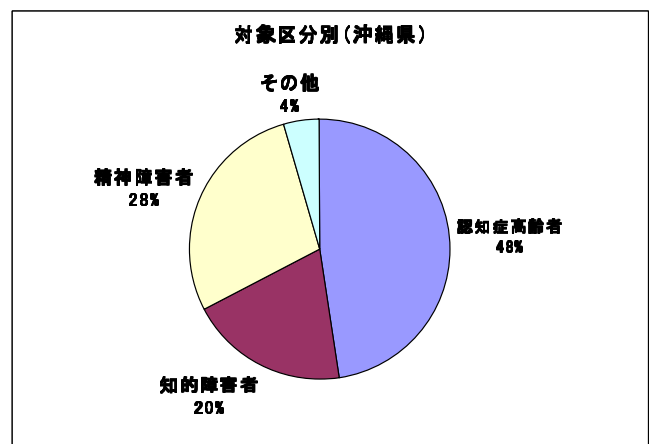
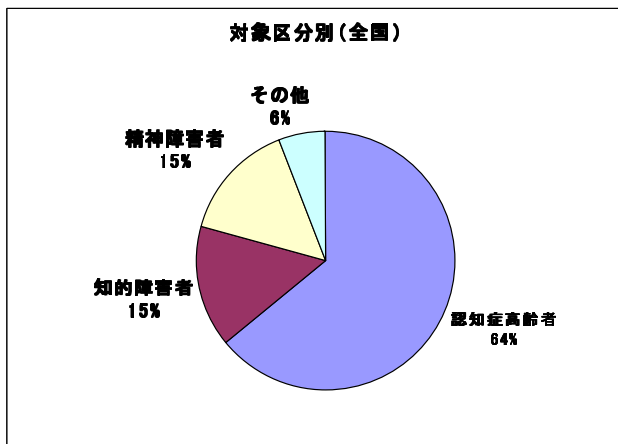
	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
年度末ごと実利用者数	2	25	50	121	186	246	307	370

実利用者年次推移



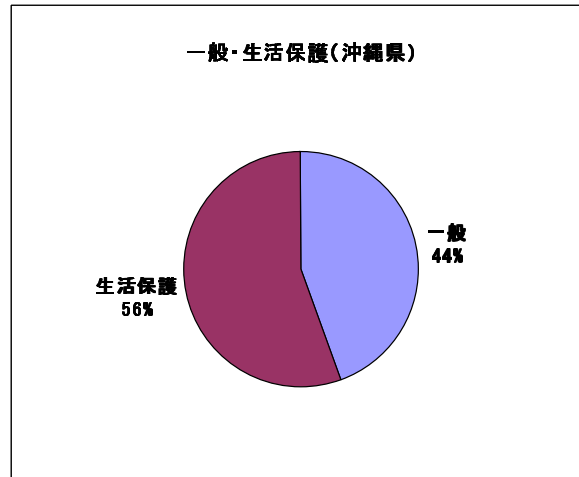
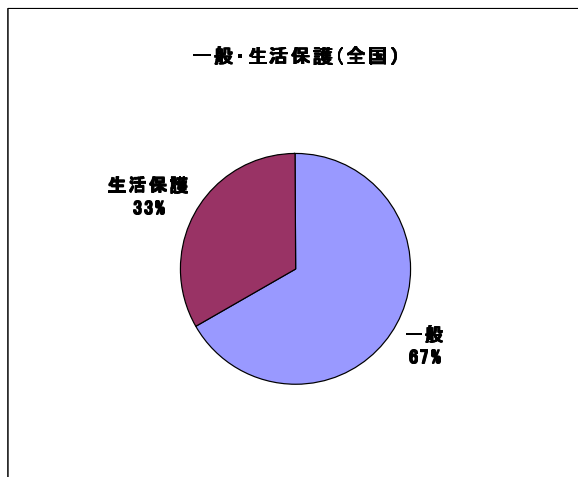
④累計契約件数の対象区分別割合(平成19年3月末)

	全国		沖縄県	
	(件)	(%)	(件)	(%)
認知症高齢者	23,754	64	249	48
知的障害者	5,682	15	104	20
精神障害者	5,619	15	149	28
その他	2,131	6	23	4
合計	37,536	100	525	100



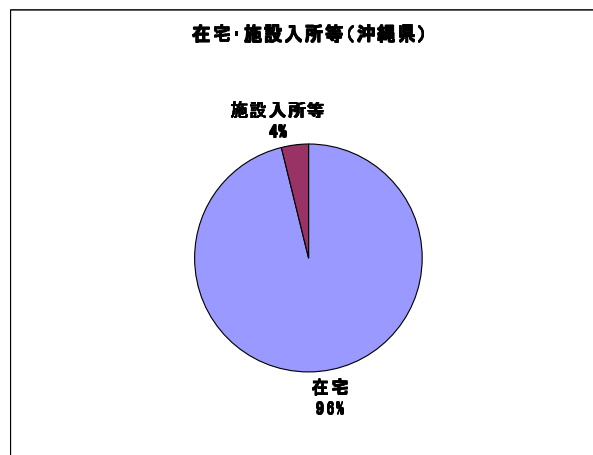
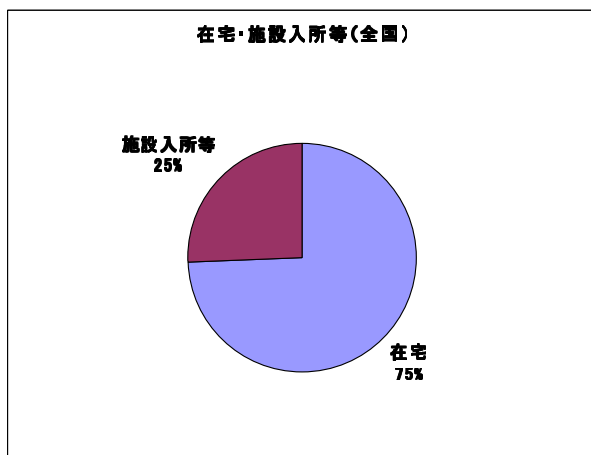
⑤ 累計契約件数中の生活保護世帯の割合(平成 19 年 3 月末)

	全国		沖縄県	
	(件)	(%)	(件)	(%)
一般世帯	25,067	67	233	44
生活保護受給世帯	12,469	33	292	56
合計	37,536	100	525	100



⑥ 累計契約件数中の在宅・施設入所等の割合(平成 19 年 3 月末)

	全国		沖縄県	
	(件)	(%)	(件)	(%)
在宅	27,976	75	505	96
施設入所等	9,560	25	20	4
合計	37,536	100	525	100



※ 「施設入所等」とは、施設入所者、病院入院患者を示す。

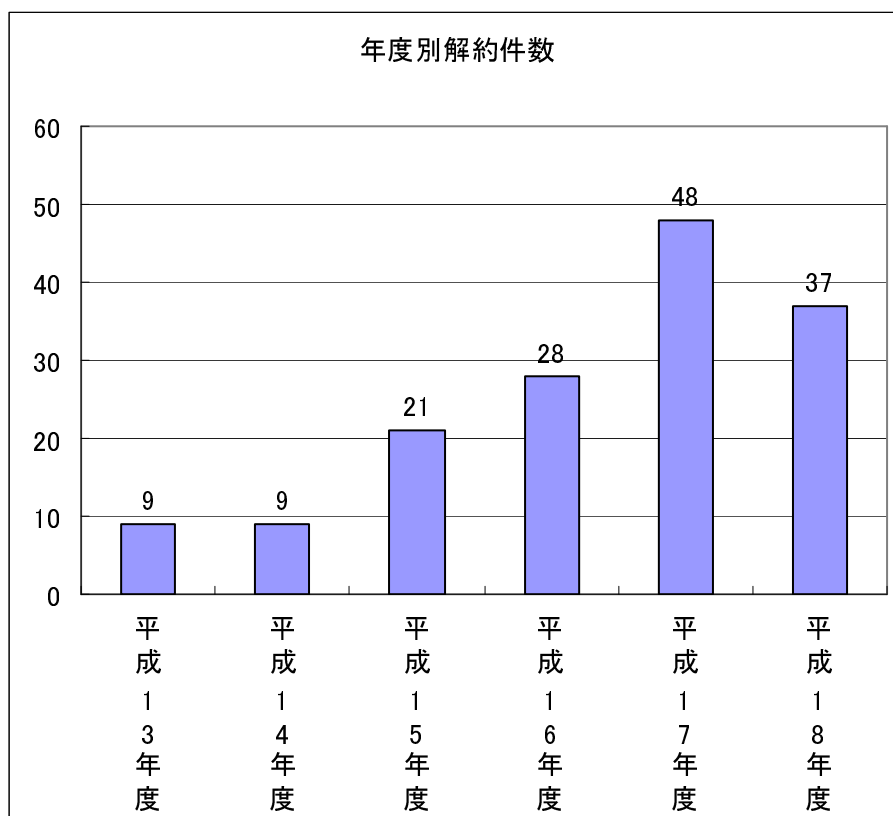
⑦全国の中の沖縄県の順位(相談件数、契約締結件数、実利用者件数—いずれも平成18年度末)

相談件数(平成18年度末時点)				契約締結件数(事業開始からの累計)			実利用者数(平成18年度末時点)		
	都道府県	件数	10万人当たりの相談件数	都道府県	件数	10万人当たりの契約締結件数	都道府県	件数	10万人当たりの実利用者数
1	大阪府	73,102	2,780.8	島根県	793	106.9	島根県	462	62.3
2	京都府	31,664	2,700.0	鳥取県	509	83.9	滋賀県	782	56.7
3	滋賀県	35,784	2,592.4	滋賀県	1,147	83.1	高知県	381	47.9
4	和歌山県	19,457	1,878.0	山口県	1,215	81.4	山口県	701	47.0
5	沖縄県	22,286	1,637.7	和歌山県	710	68.5	宮崎県	518	44.9
6	宮城県	13,412	1,004.6	宮崎県	790	68.5	岩手県	606	43.8
7	東京都	94,894	754.9	岩手県	945	68.2	大阪市	1,025	39.0
8	香川県	6,987	690.2	香川県	649	64.1	大分県	445	36.8
9	三重県	12,705	680.4	高知県	499	62.7	山梨県	308	34.8
10	岩手県	9,080	655.6	山梨県	528	59.7	長崎県	438	29.6
11	高知県	4,884	613.4	佐賀県	470	54.2	青森県	422	29.4
12	広島市	6,800	589.0	大分県	638	52.7	三重県	543	29.1
13	富山県	6,359	572.1	広島県	869	50.5	和歌山県	301	29.1
14	島根県	4,085	550.4	長崎県	713	48.2	沖縄県	370	27.2
15	長野県	10,142	461.8	青森県	657	45.7	宮城県	348	26.1
16	長崎県	6,639	449.0	神奈川県	1,719	44.2	福井県	214	26.0
17	神奈川県	15,298	393.8	宮城県	554	41.5	徳島県	205	25.3
18	札幌市	7,080	376.4	大阪市	1,089	41.4	鹿児島県	434	24.8
19	名古屋市	7,877	355.6	三重県	771	41.3	川崎市	326	24.6
20	新潟県	8,600	353.7	群馬県	821	40.6	群馬県	476	23.5
21	石川県	3,677	313.2	福井県	331	40.3	栃木県	471	23.4
22	大分県	3,542	292.8	愛媛県	580	39.5	山形県	280	23.0
23	千葉市	2,689	290.9	山形県	480	39.5	静岡市	160	22.8
24	佐賀県	2,425	279.9	鹿児島県	687	39.2	広島県	385	22.4
25	宮崎県	3,203	277.8	栃木県	785	38.9	香川県	222	21.9
26	熊本県	4,872	264.5	沖縄県	525	38.6	熊本県	391	21.2
27	山形県	3,189	262.2	徳島県	293	36.2	愛媛県	295	20.1
28	山梨県	2,288	258.7	岡山県	671	34.3	長野県	439	20.0
29	京都市	3,654	247.8	川崎市	448	33.8	岡山県	391	20.0
30	埼玉県	13,592	231.3	新潟県	795	32.7	名古屋市	438	19.8
31	秋田県	2,570	224.4	京都府	377	32.1	京都市	281	19.1
32	愛媛県	3,190	217.3	熊本県	584	31.7	鳥取県	110	18.1
33	愛知県	9,973	197.9	長野県	645	29.4	仙台市	185	18.0
34	大阪府	16,978	192.6	神戸市	429	28.1	京都府	203	17.3
35	福井県	1,579	192.2	名古屋市	553	25.0	北九州市	169	17.0
36	群馬県	3,841	189.8	京都市	356	24.1	佐賀県	143	16.5
37	青森県	2,392	166.5	富山県	254	22.8	新潟県	389	16.0
38	神戸市	2,539	166.4	東京都	2,847	22.6	富山県	156	14.0
39	川崎市	2,135	160.9	静岡県	684	22.1	神戸市	212	13.9
40	徳島県	1,302	160.7	秋田県	244	21.3	神奈川県	504	13.0
41	横浜市	5,486	153.3	愛知県	1,058	21.0	秋田県	146	12.7
42	静岡県	1,006	143.5	大阪府	1,737	19.7	東京都	1,602	12.7
43	鳥取県	829	136.6	北九州市	193	19.4	石川県	147	12.5
44	奈良県	1,903	133.9	広島市	224	19.4	広島市	144	12.5
45	福島県	2,697	129.0	仙台市	197	19.2	静岡県	375	12.1
46	福岡市	1,684	120.2	岐阜県	395	18.7	福岡市	158	11.3
47	岡山県	2,213	113.1	福岡市	240	17.1	岐阜県	224	10.6
48	茨城県	3,184	107.0	石川県	201	17.1	大阪府	903	10.2
49	鹿児島県	1,866	106.4	茨城県	496	16.7	茨城県	304	10.2
50	さいたま市	1,217	103.5	静岡市	109	15.6	愛知県	426	8.5
51	千葉県	4,791	93.4	千葉県	713	13.9	札幌市	143	7.6
52	静岡県	2,561	82.8	埼玉県	813	13.8	兵庫県	305	7.5
53	仙台市	825	80.5	兵庫県	535	13.2	奈良県	106	7.5
54	堺市	654	78.7	北海道	444	11.9	千葉県	372	7.2
55	広島県	1,292	75.0	奈良県	168	11.8	埼玉県	423	7.2
56	栃木県	1,487	73.7	札幌市	210	11.2	北海道	256	6.8
57	北海道	2,642	70.5	千葉市	93	10.1	横浜市	222	6.2
58	福岡県	3,390	67.1	福岡県	505	10.0	さいたま市	69	5.9
59	兵庫県	2,547	62.7	さいたま市	103	8.8	堺市	48	5.8
60	北九州市	607	61.1	福島県	172	8.2	千葉市	52	5.6
61	山口県	628	42.1	横浜市	267	7.5	福島県	116	5.5
62	岐阜県	597	28.3	堺市	9	1.1	福岡県	221	4.4

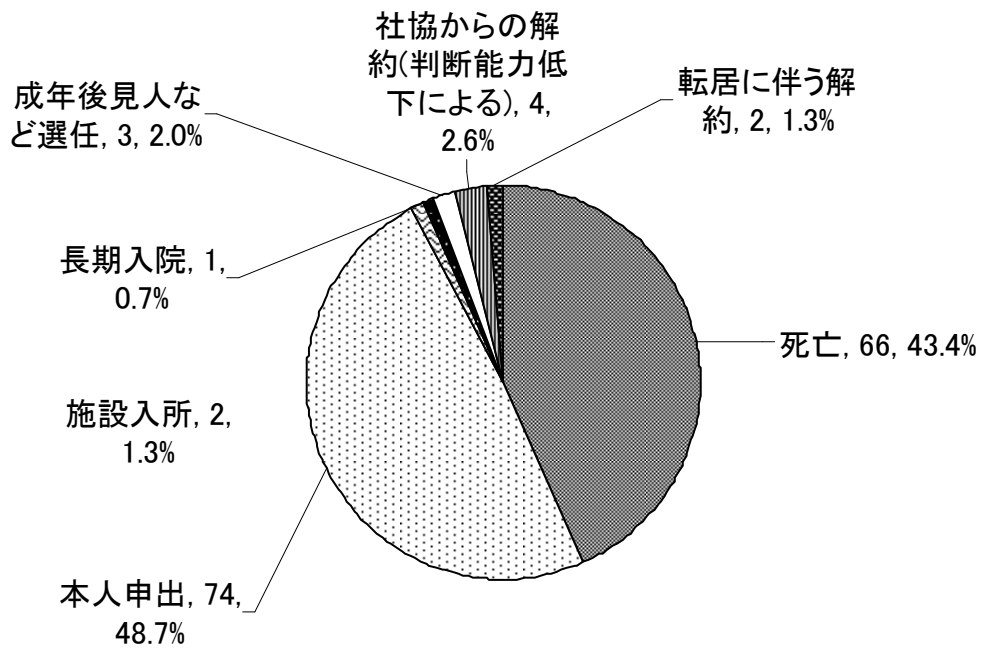
⑧事業利用契約解約者の状況

単位:件

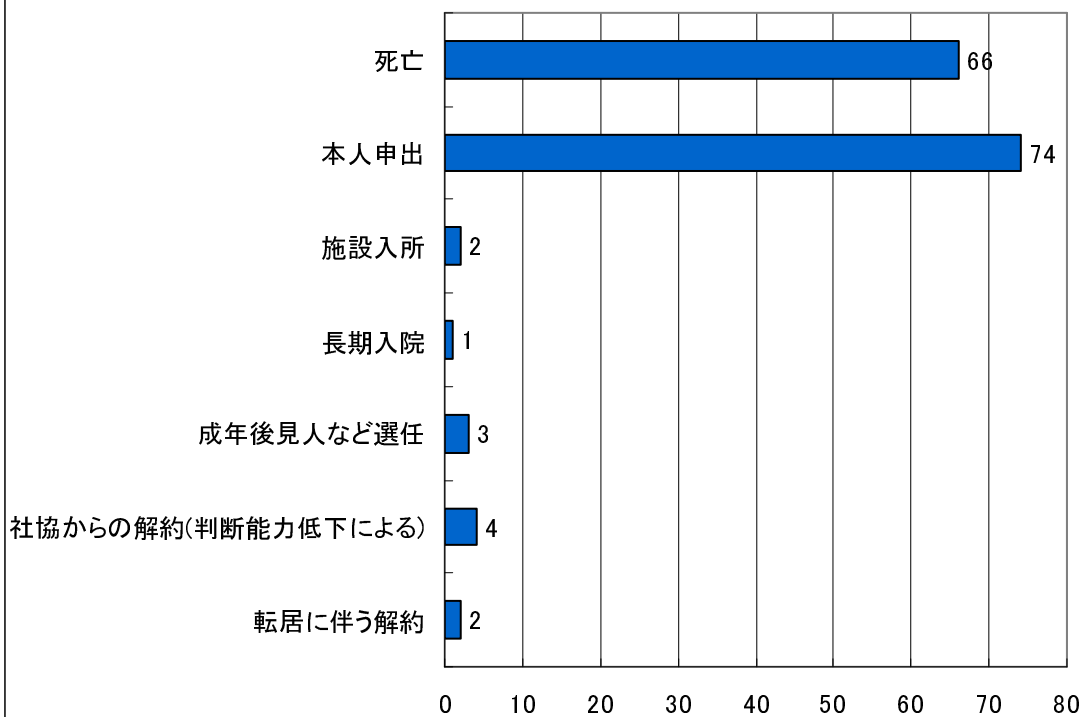
解約理由	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	総計
本人死亡	1	7	10	14	19	15	66
本人申出	5	2	9	13	24	21	74
施設入所	2	0	0	0	0	0	2
長期入院	1	0	0	0	0	0	1
成年後見人 など選任	0	0	0	0	3	0	3
社協からの 解約(本人の 判断能力低 下による)	0	0	1	1	2	0	4
転居に伴う 解約	0	0	1	0	0	1	2
総計	9	9	21	28	48	37	152



本事業利用契約解約理由の状況(平成13年度～18年度中)



本事業利用契約解約理由の状況(平成13年度～18年度中)



⑨契約待機者の状況(沖縄県) 平成19年4月～8月

※いずれの数値も事業実施主体側の都合による待機者数

H19.4 月

(単位:件)

	契約待機者数 ※月末時点	契約待機者数 一 般世帯		契約待機者数 生 活保護世帯		病院入院患者・施設入所者に関する 申込等問い合わせ件数 ※契約待機者には、カウントしない。
		新規待 機者	待機者 数	新規待 機者	待機者 数	
北部地区	10	0	9	0	1	0
中部地区	45	5	12	2	26	0
南部地区	63	2	11	1	49	1
合 計	118	7	32	3	76	1

H19.5 月

(単位:件)

	契約待機者数 ※月末時点	契約待機者数 一 般世帯		契約待機者数 生 活保護世帯		病院入院患者・施設入所者に関する 申込等問い合わせ件数 ※契約待機者には、カウントしない。
		新規待 機者	待機者 数	新規待 機者	待機者 数	
北部地区	13	1	9	3	0	0
中部地区	49	2	17	2	28	0
南部地区	72	4	13	5	50	3
合 計	134	7	39	10	78	3

H19.6 月

(単位:件)

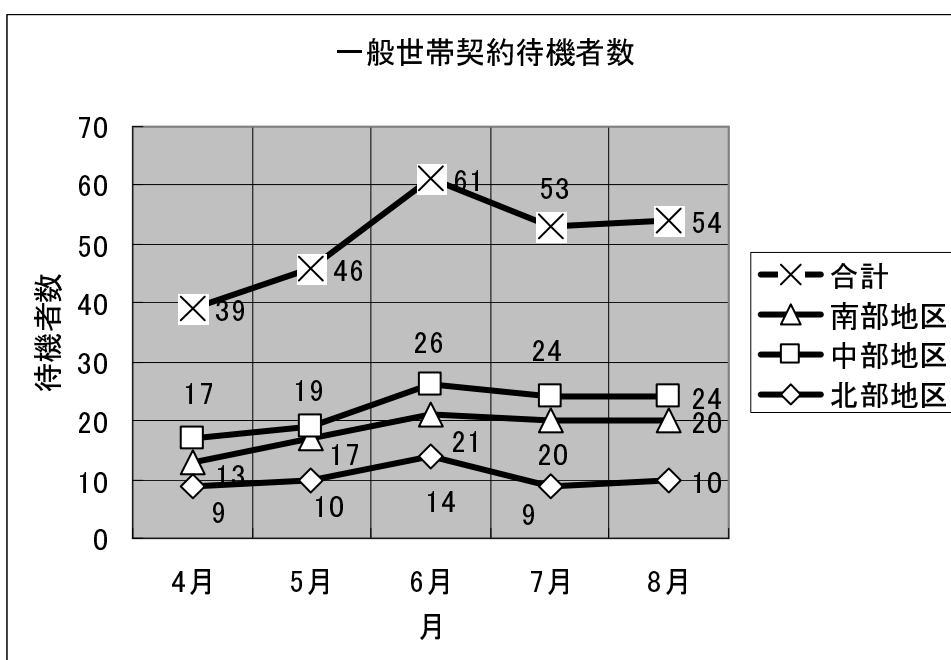
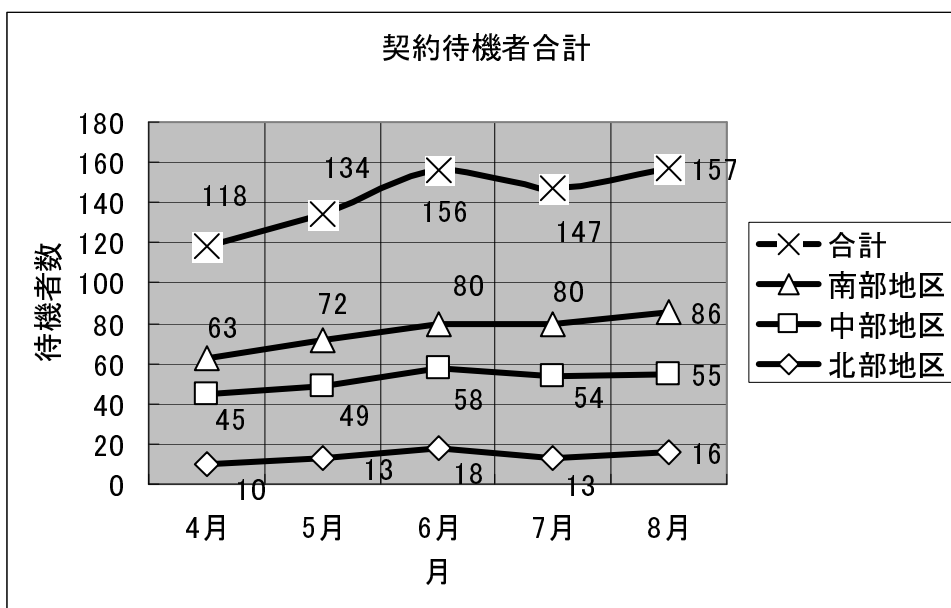
	契約待機者数 ※月末時点	契約待機者数 一 般世帯		契約待機者数 生 活保護世帯		病院入院患者・施設入所者に関する 申込等問い合わせ件数 ※契約待機者には、カウントしない。
		新規待 機者	待機者 数	新規待 機者	待機者 数	
北部地区	18	4	10	2	2	0
中部地区	58	4	22	0	32	3
南部地区	80	3	18	3	56	0
合 計	156	11	50	5	88	3

H19.7 月

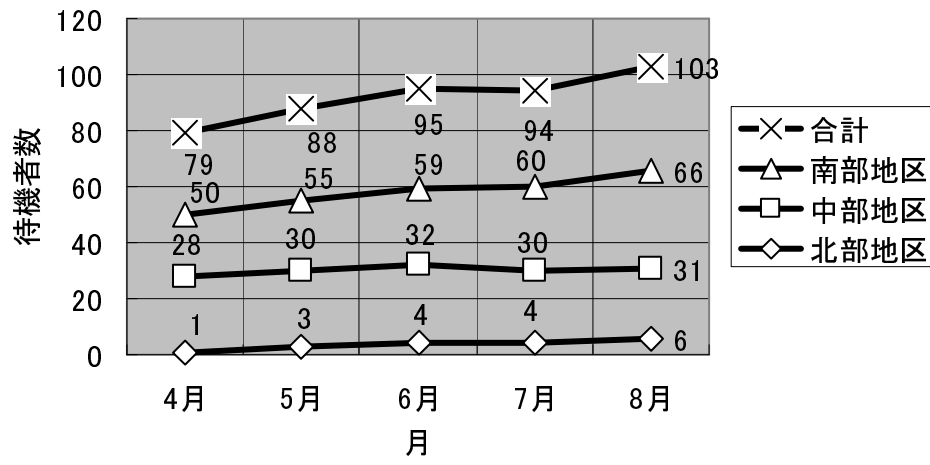
(単位:件)

	契約待機者数 ※月末時点	契約待機者数 一 般世帯		契約待機者数 生 活保護世帯		病院入院患者・施設入所者に関する 申込等問い合わせ件数 ※契約待機者には、カウントしない。
		新規待 機者	待機者 数	新規待 機者	待機者 数	
北部地区	13	0	9	4	0	0
中部地区	54	2	22	2	28	1
南部地区	80	2	18	1	59	0
合 計	147	4	49	7	87	1

	契約待機者数 ※月末時点	契約待機者数 一 般世帯		契約待機者数 生 活保護世帯		病院入院患者・施設入所者に関する 申込等問い合わせ件数 ※契約待機者には、カウントしない。
		新規待 機者	待機者 数	新規待 機者	待機者 数	
北部地区	16	1	9	1	5	0
中部地区	55	2	22	3	28	1
南部地区	86	2	18	5	61	1
合 計	157	5	49	9	94	2



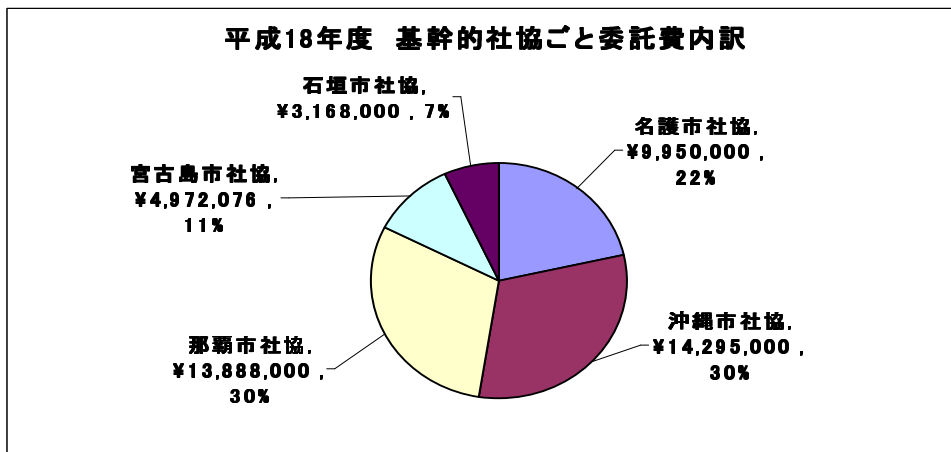
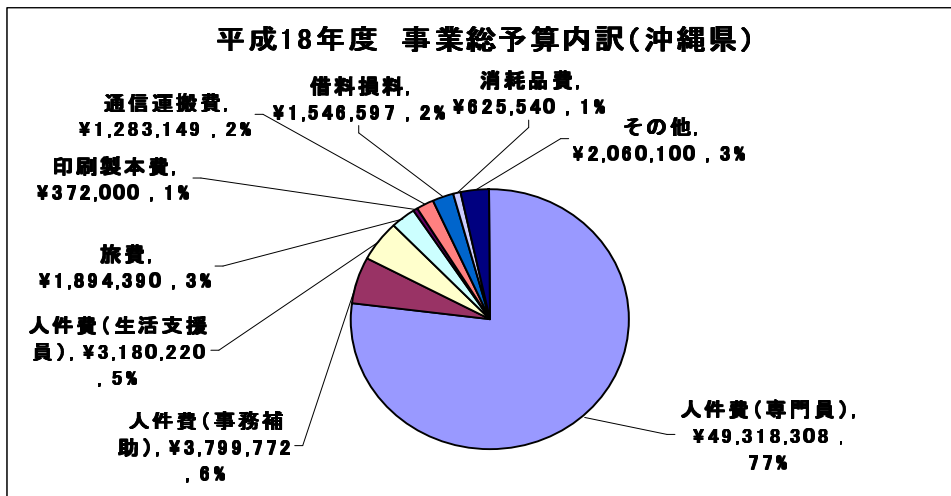
生活保護世帯契約待機者数



### 3 事業予算の状況

#### ①総事業予算と各基幹的社協委託費の状況

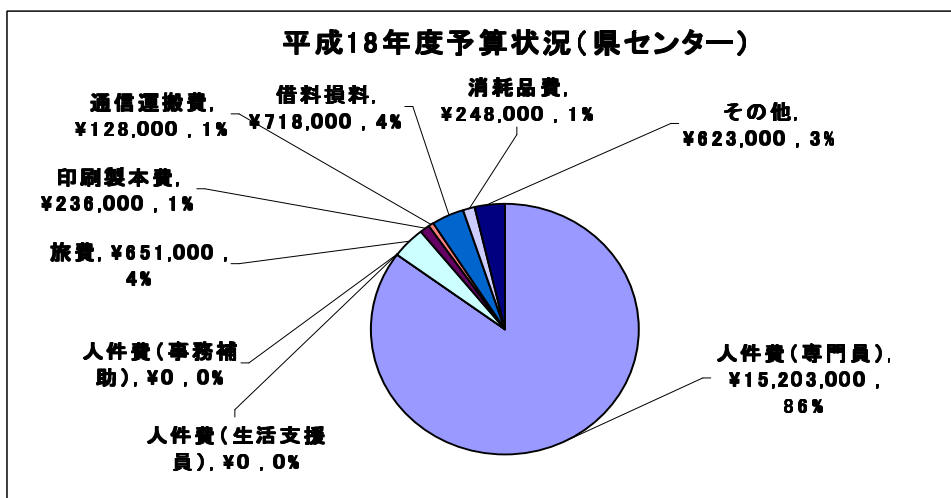
総事業予算 63,912,000 円のうち基幹的社協委託費合計 46,273,000 円



#### ②各センターでの予算執行状況(平成18年度)

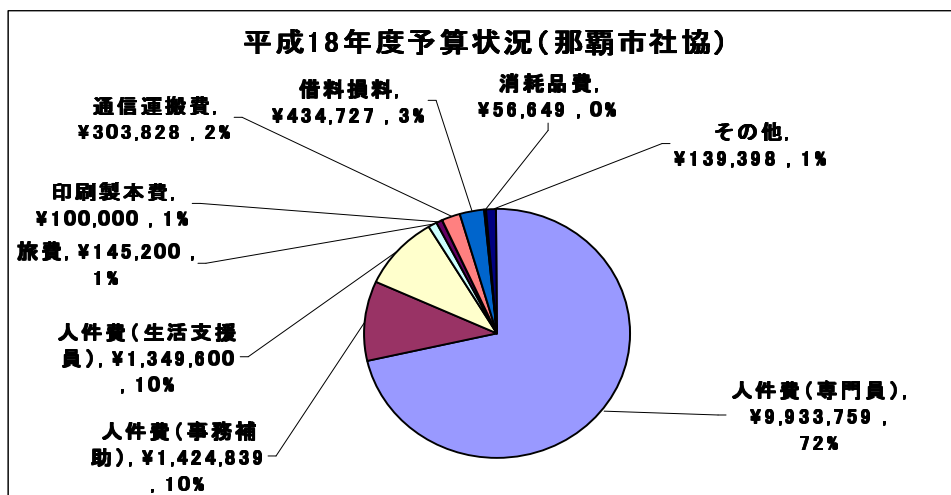
##### ○沖縄県社会福祉協議会(県福祉サービス利用支援センター)

事業費 17,639,000 円(各基幹的社協への委託費を除く)(平成18年度)



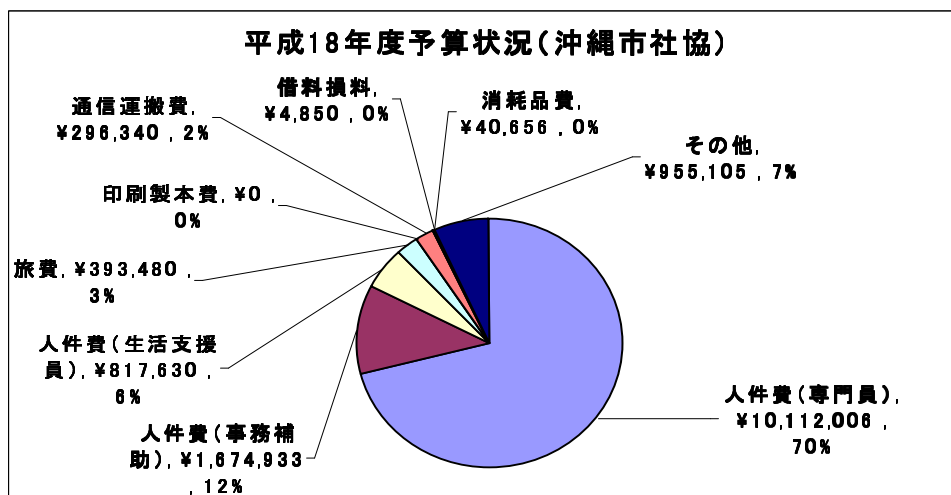
○那覇市社会福祉協議会（南部地域福祉権利擁護センター）

委託費 9,950,000 円（平成18年度）



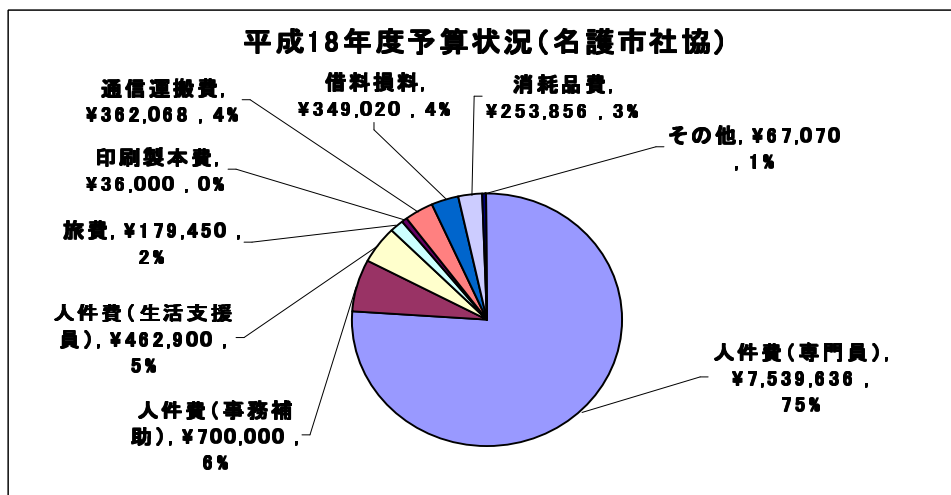
○沖縄市社会福祉協議会（中部地域福祉権利擁護センター）

委託費 14,295,000 円（平成18年度）



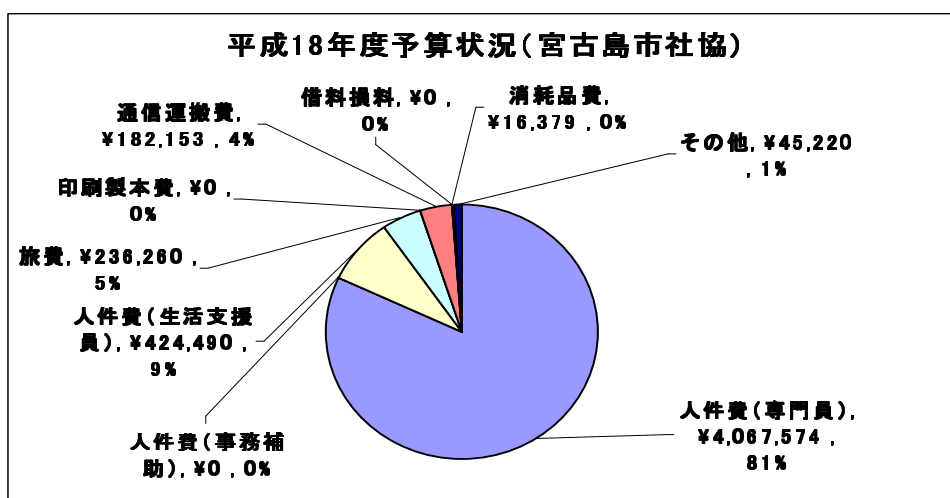
○名護市社会福祉協議会（北部地域福祉権利擁護センター）

委託費 9,950,000 円（平成18年度）



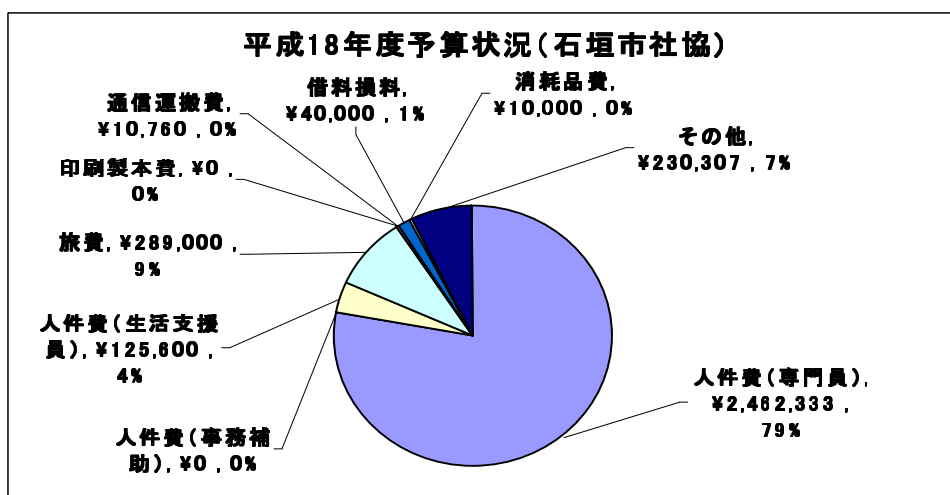
○宮古島市社会福祉協議会（宮古地域福祉権利擁護センター）

委託費 4,972,000 円（平成18年度）



○石垣市社会福祉協議会（八重山地域福祉権利擁護センター）

総事業費 3,168,000 円（平成18年度）



③総事業費の推移

